

議案第 9 1 号

香肌奥伊勢資源化広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び香肌奥伊勢資源化広域連合規約の変更について

平成 27 年 3 月 31 日をもって松阪市を香肌奥伊勢資源化広域連合から脱退させること及び香肌奥伊勢資源化広域連合規約（平成 10 年香肌奥伊勢資源化広域連合規約第 1 号）を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

香肌奥伊勢資源化広域連合規約の一部を変更する規約

香肌奥伊勢資源化広域連合規約（平成 10 年香肌奥伊勢資源化広域連合規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

本則中「関係市町」を「関係町」に、「副市町長」を「副町長」に改める。

第 2 条中「松阪市、」を削る。

第 4 条中「、松阪市（旧飯南町及び旧飯高町の区域内に限る。）」を削る。

第 7 条中「8 人」を「6 人」に改める。

第 8 条第 2 項中「、松阪市 2 人」を削る。

第 11 条中「4 人」を「3 人」に改める。

第 12 条第 3 項中「3 人」を「2 人」に改める。

第 13 条中「市町」を「町」に改める。

別表備考 3 中「松阪市 8 分の 2、多気郡多気町 8 分の 1、大台町 8 分の 2、度会郡大紀町 8 分の 3」を「多気郡多気町 6 分の 1、大台町 6 分の 2、度会郡大紀町 6 分の 3」に改める。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。